

東京大学バーチャルリアリティ教育研究センター メタバースラウンジ協賛事業 協賛金 募集要項

国立大学法人東京大学（以下「本学」）バーチャルリアリティ教育研究センター（以下「VRセンター」）は、東京大学大学院 情報理工学系研究科を責任部局とした連携研究機構です。VRセンターでは、昨今急速に普及が進み商用デバイスやサービスの展開が著しいバーチャルリアリティ技術を分野横断的に研究し、VR分野における国際的なイニシアチブを確立するとともに、VRを活用した先進的教育システムの導入を推進することを目的としています。

VRおよびメタバース技術は、黎明期の熱狂を経て、社会に深く「浸透・定着」する段階へと移行しました。ゲームやイベントといった初期のユースケースに加え、現在ではリモートワークの高度化、製造・物流・設計でのデジタルツイン、医療トレーニングや安全教育などの教育・トレーニング利用、バーチャルショールームなどのマーケティング、リハビリなどのヘルスケアなど、より具体的かつ不可欠なツールとして、利用が拡大しています。メタバースのバーチャル空間は単なる「新しい集まりの場」から、現実空間を拡張しデータを可視化する実用的な活動の場への進化がすすめられています。

しかしながら、技術の高度化に伴い、AI技術との統合やデバイスの多様化など、把握すべきエコシステムはより複雑化しており、将来のビジョンを見通すには、単一の専門領域を超えた知見が必要です。そこで、本センターでは、生成AI時代の新たなVR/メタバースのあり方を探求し、技術の実践的な活用と未来像を共創するためのプラットフォームとして、東京大学バーチャルリアリティ教育研究センターメタバースラウンジ（以下「メタバースラウンジ」）を展開しています。

メタバースラウンジでは、メタバースを構成するVRを中心とした技術を学ぶメタバース基礎講座、VR/メタバースに関する社会応用や先端端的取り組みを実施している方を講師としたメタバース発展セミナー、メタバース/VRの先端的研究開発の発表を見ることができるメタバース公募プロジェクト、ラウンジへの参加者同士がそれぞれの取り組みを紹介したり情報の交換を行うメタバースサロン、学生からのアイデアを広く募りその優秀作品を選定体験するメタバースコンペティション、VR/メタバースに興味のある学生と交流しながら、参加者と学生、研究者が実際にメタバース空間を作ったり、メタバースの社会実装プランを考えるメタバースプロトタイプング・メタバースミートアップ等のプログラムを通し、多角的な面からVR/メタバースについての情報とビジョンを共有します。

1. 協賛事業の目的

東京大学バーチャルリアリティ教育研究センターメタバースラウンジ協賛事業（以下「本事業」）は、メタバースに関連する諸技術を含めた大きな社会潮流の実態や基礎技術、将来のビジョンを産学の垣根を越えて共有するための場を目指します。

2. 名称

東京大学バーチャルリアリティ教育研究センターメタバースラウンジ協賛事業

3. 募集内容

協賛金：50万円/年（消費税及び地方消費税別）

4. 募集期間

2026年2月1日～2027年3月31日

※上記募集期間後であっても随時協賛会員のお申し込みを受け付ける予定です。
尚、本申込みは、2026年度及び2027年度の2年間が対象となります。

5. 事業期間

2026年4月1日～2028年3月31日

6. 活動内容と協賛会員受益

(1) メタバース発展セミナーへの参加

協賛会員は、メタバースを構成するVRを中心とした技術、メタバースに関する社会応用や先端端的取り組みについて毎回3名の講師を招いて行うメタバース発展セミナーに参加することができます。

(2) メタバース公募プロジェクト報告会、学生シンポジウムへの参加

協賛会員は、東京大学バーチャルリアリティ教育研究センターにて実施する公募研究プロジェクトの報告会や学生シンポジウムなどの研究報告会に参加することができます。

(3) 学生メタバースコンペティション、優秀作品体験会への参加

協賛会員は、東京大学バーチャルリアリティ教育研究センターが、全国の学生VR団体を支援して行うメタバースコンペティションのヒアリングと優秀作品の選考を行い、そのうちの優秀作品を招いて行うデモンストレーションの体験会と交流会に参加することができます。

(4) メタバースプロトタイピング・メタバースミートアップへの参加

メタバースプロトタイピング・メタバースミートアップは、VRやメタバースに興味のある学生や研究者と一緒に作品づくりをしたり、メタバースの社会実装プランを考えるイベントであり、協賛会員はこれらのイベントに参加することができます。また、取り組みの中で作成したメタバース空間を本学VRセンターとの取り決めの範囲内で利用することができます。

(5) ラウンジ交流会への参加

協賛会員は、隔月の発展セミナー、学生優秀作品体験会、メタバースプロトタイピング等では、参加者による交流会を開き、メタバースラウンジ参加者同士がお互いの取り組みを紹介したり、情報交換を行うためのインフォーマルな集まりに開催することができます。

(6) VRセンターは、メタバースラウンジのホームページや活動を通じて、協賛会員が本事業に協賛いただいていることを掲載（または掲示等）します。

(7) 協賛会員は、事前協議の上、協賛金納付日の翌日から当該年度末日まで本事業に協賛していることを掲載（または掲示等）することができます。

(1)の発展セミナーは基本的に隔月で開催し、(2)の公募プロジェクト報告会、学生シンポジウム、(3)メタバースコンペティション、優秀作品体験会、(4)メタバースプロトタイピング・ミートアップの5つはそれぞれ年1度の開催になります。メタバースプロトタイピングは対面での初回に合わせてオンラインの発表会があります。以上、基本的におおむね月に一度いずれかのイベントがあります(前年実績)。なお、実施が難しくなるもの、あるいは、新しく企画されるものなどについては、事前にご連絡いたします。

7. 応募資格 本事業の趣旨に賛同する法人。ただし、次の各号に掲げるものは、応募資格がないものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- (2) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (3) 社会問題を起こしているもの
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- (6) 国税、地方税等を滞納しているもの
- (7) 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- (8) 政治団体
- (9) 宗教団体
- (10) 前各号によるもののほか、本学の協賛者としてふさわしくないと本学が認めるもの

8. 提出書類

協賛申込書(別紙様式)

9. 協賛金納入時期

協賛申込書受領後、本学より請求書を送付します。協賛者は、請求書記載の期日までに指定の銀行口座へ振り込むものとします。

10. 協賛の解除

協賛者が応募資格を欠くことになったとき、または信用失墜行為等に伴い本事業のイメージが損なわれるおそれが生じたときは、本学は協賛の解除をできることとします。また協賛者の事情等により協賛の継続が困難となった場合は、1ヶ月以上前に書面で協賛解除を申し出て下さい。なお、お支払いいただいた協賛金は返還いたしません。2027年度分については、2027年1月末日までに事務局宛に申出が必要となります。

11. その他

本事業終了年度末時点での残金はVRセンターの寄付金として、VRセンターにおける関連技術分野の発展と人材育成に関する活動のために利用させていただきます。

問合せ先：東京大学バーチャルリアリティ教育研究センター
電話：03-5841-0836（活動内容についてのお問い合わせ）
Email：（質問全般）lounge-info@vr.u-tokyo.ac.jp

提出先：（PDF）メタバースラウンジ担当窓口 Email：lounge-info@vr.u-tokyo.ac.jp
（原本）〒113-8658 東京都文京区弥生2-11-16 情報基盤センター浅野本館204
東京大学バーチャルリアリティ教育研究センター
電話：03-5841-0836